

（制動装置）

第302条 走行中の特定小型原動機付自転車の減速及び停止等に係る制動性能に関し保安基準第66条の6第1項の告示で定める基準は、次項及び第3項の基準とする。

2 特定小型原動機付自転車には、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。

一 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。

イ ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（それらを保護するため、それらに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の当該保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡若しくは接触するおそれがあるもの

ロ ブレーキ系統の配管又は接手部から液漏れ若しくは空気漏れがあるもの又は他の部分との接触により、それらから液漏れ若しくは空気漏れが生じるおそれがあるものの

ハ ブレーキ・ロッド若しくはブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの

ニ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛り等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの

ホ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの

ヘ ブレーキ・ホースが著しくねじれを生じているもの

ト ブレーキ・ペダルに遊び又は床面とのすきまがないもの

チ ブレーキ・レバーに遊び又は引き代のないもの

リ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの

ヌ その他、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていないもの

二 制動装置は、かじ取性能を損なわない構造及び性能を有するものであり、かつ、ブレーキの片ぎき等により横滑りを起こすものではないこと。

三 主制動装置は、繰り返し制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

四 主制動装置の制動液は、それによる配管の腐食又は原動機等の熱の影響による気泡の発生等により、当該主制動装置の機能を損なわないものであること。

五 主制動装置は、雨水の付着等により、その制動効果に著しい支障を生じないものであること。

3 特定小型原動機付自転車には、駐車制動装置及び第2項の基準に適合する2系統以上の制動装置であって、第1号及び第2号並びに第3号から第5号までのいずれかを備えなければ

ばならない。

- 一 2個の独立した操作装置を有し、走行中の特定小型原動機付自転車^{（自転車）}が確実に安全に減速及び停止を行うことができる主制動装置
- 二 2系統以上の制動装置のうち1系統は、平坦な舗装路面等で確実に特定小型原動機付自転車^{（自転車）}を停止状態に保持できる主制動装置
- 三 二輪の特定小型原動機付自転車^{（自転車）}にあつては、前車輪を含む車輪及び後車輪を含む車輪をそれぞれ独立に制動する主制動装置
- 四 三輪の特定小型原動機付自転車^{（自転車）}にあつては、次に掲げるいずれかの制動装置
 - イ 2個の独立した主制動装置によりすべての車輪を制動するもの（連動制動機能を有する主制動装置を除く。）
 - ロ 分配制動機能を有する主制動装置
 - ハ すべての車輪を制動する連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置。
この場合において、補助主制動装置の代わりに駐車制動装置を備えるものであつてもよい。
- 五 四輪を有する特定小型原動機付自転車^{（自転車）}にあつては、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する主制動装置

- 4 付随車とこれを牽引^{けん}する特定小型原動機付自転車^{（自転車）}とを連結した状態において、走行中の原動機付自転車^{（自転車）}の減速及び停止等に関する制動性能に関し、保安基準第66条の6第2項の告示で定める基準は、主制動装置が、乾燥した平坦な舗装路面で、次の計算式による制動能力を有することとする。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては350N以下、手動式のものにあつては200N以下とする。

$$S \leq 0.1V + \alpha V^2$$

この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、

Sは、停止距離（単位 m）

Vは、制動初速度（その特定小型原動機付自転車^{（自転車）}の最高速度の90%の速度とする。）（単位 km/h）

α は、次の表の左欄に掲げる特定小型原動機付自転車^{（自転車）}の種別に応じ、同表の中欄に掲げる制動装置の作動状態において、同表の右欄に掲げる値とする。

特定小型原動機付自転車 ^{（自転車）} の種別	制動装置の作動状態	α
1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができない特定小型原動機付自転車 ^{（自転車）}	前輪の制動装置のみを作動させる場合	0.0111
	後輪の制動装置のみを作動させる場合	0.0143

1個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができる特定小型原動機付自転車	主たる操作装置により前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0087
	主たる操作装置以外の操作装置により前輪のみ、後輪のみ又は前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	0.0154